

2012年5月24日

各位

株式会社りそな銀行

実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな劣後債ユニット 2012-06 の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、2012年5月28日（月）より、「実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな劣後債ユニット 2012-06」の取扱いを開始します。

本商品は、2011年5月に取扱いを開始した「信託のチカラ 円建債券ユニットシリーズ」と同様に、販売・資産運用・資産管理をすべて当社が行います。これまでの商品は、円建ての普通社債を中心に組入れたものでしたが、今回の商品は、りそな銀行の劣後債（以下、「りそな銀行劣後債」といいます。）を主たる運用資産として組入れていることが特徴です。

本商品の主な特徴は以下の通りです。

1. 主にりそな銀行劣後債および日本国債で運用します

- ・ りそな銀行劣後債に 約 80%、日本国債に約 20%運用します（※1）。
- ・ 円建債券に投資するため、原則、為替変動の影響を受けません。

2. 信託終了時の元本確保を目指します

- ・ 本商品に組入れた債券は原則として当該債券の償還日まで保有し銘柄入替えは行いません。運用期間中の金利変動に関わらず、信託終了時の元本確保を目指します（※2,3）。
- ・ 信託期間は10年です。りそな銀行劣後債は、発行後5年目で早期償還される場合があります。りそな銀行劣後債が償還された場合、本商品についても当該劣後債償還直後の決算日に信託は終了します。

3. 信託期間中は原則として年2回の収益分配を行います

- ・ 運用から得られる利子等の収入を原資として、原則として年2回の収益分配を行います。ただし、実績配当型の商品であり、利子等の収入が少額の場合には分配を行わないことがあります。

りそなグループでは、今後ともお客さまの多様化する資産運用ニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

- （※1） 信託設定時における資産構成割合のイメージです。信託設定時および信託期間中この割合となることを保証するものではありません。
- （※2） 中途解約の申込によって組入れた債券を売却する必要がある場合やりそな銀行劣後債の格付が一定水準を下回った場合等においては、信託財産運用部門の判断で中途売却することがあります。
- （※3） 商品の主なりスク、中途解約時に関する留意点については、別紙2をご参照ください。

以上

ご参考：実績配当型金銭信託について

- 多数のお客さまからお預りした金銭を合同して、主に有価証券に運用する実績配当型の信託商品です。「信託のチカラ」は、りそな銀行が取扱う実績配当型金銭信託の愛称です。
- りそな銀行が、①お客さまのお取引の窓口としての機能、②お預りした資金を運用する機能、③お預りした資金を管理する機能の3つをすべて担います。りそな銀行が「真のリテールバンク」を目指して取り組んできた「きめ細かなコンサルティング」と企業年金業務のメインプレイヤーとして約半世紀に亘り培ってきた「資産運用・管理機能」を融合して、お客さまに質の高い運用商品の選択肢をご提供します。



＜商品概要＞

- ・以下は本商品の概要です。本商品をお申し込みの際は、必ず商品説明書（目論見書）の内容を十分にご確認ください。

(1) 購入のお手続きについて

購入いただける方	個人および法人のお客さま
募集金額	125億円を上限とします。 ただし、市場環境等によっては、上記金額に達していない場合でも、取得勧誘を停止することがあります。また、市場環境等の変動により、運用に支障が出るのが想定される場合、または、申込金額が10億円を下回る場合には、当社の判断により信託を設定しないことがあります。
お申込期間	2012年5月28日（月）～2012年6月12日（火）
購入単位	100万円以上、10万円単位とします。
購入価額	1口あたり1円とします。
お申込手数料	無料です。
信託報酬	信託財産の中からいただきます。信託報酬は信託元本に対して年率0.3%とします。
申込締切時間	原則としてお申込期間の毎営業日の午後3時までとします。（※）
信託設定日	2012年6月20日（水）
信託期間	2012年6月20日（水）～2022年6月27日（月）（ただし、本商品に組入れる劣後債が早期償還した場合、直後の決算日に信託は終了します）

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に際して、当社所定の手続が完了したものを当日のお申込みとします。

(2) 解約のお手続きについて

解約実行日	毎月10日（東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日）を解約実行日とします。
解約単位	お客さまが保有される口数全部が対象となります（一部解約不可）。
信託財産留保額	中途解約時には、中途解約日の基準価額の1.0%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額をご負担いただきます。
解約価額	解約実行日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
解約受付期間	解約実行日から起算して5営業日前から解約実行日まで受付します。
特別な事由による解約	受益者が死亡したときなどの特別な事由による解約については、毎営業日を解約実行日として、当初お申込みいただいた口数全部の中途解約のお申込みを受付けます。なお、この場合、解約実行日が東京証券取引所の休業日に当たる場合はお申込みいただけません。
解約金	原則として、解約実行日の翌営業日から起算して6営業日目の日以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として解約受付期間の毎営業日の午後3時までとします。（※）
解約申込受付時の中止および取消	金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等があるときは、当社の判断で解約の申込受付を中止すること、および既に受付けた解約の申込受付を取消することができます。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に際して、当社所定の手続が完了したものを当日のお申込みとします。

(3) 決算および収益分配・償還について

決算日	年2回決算、原則6月25日、12月25日（銀行休業日のときは翌営業日）です。第1回目の決算日は、2012年12月25日（火）とします。
運用報告書	毎年6月、12月の決算期ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、受益者にお届けします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。（信託償還時の収益分配金相当額は、信託償還金額の一部としてお支払いします。）
収益分配金のお受取り	・原則として、決算日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降にお支払いします。 ・税金を差引いた後、あらかじめご指定いただいた当社におけるお客さま名義の預金口座（普通預金または当座預金）に入金します。

償還日	2022年6月27日(月) (ただし、本商品に組入れる劣後債が早期償還した場合、直後の決算日に信託は終了します)
償還金のお受取り	償還日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降にお支払いします。
繰上償還	当社は、本商品の受益権の口数が10億口を下回った場合等一定のやむを得ない事情が発生したときは、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。
課税関係	収益分配金および解約時ならびに償還時の基準価額の上昇による利益については利子所得として個人のお客さまの場合は20% (所得税15%、住民税5%) の源泉所得課税となります。法人のお客さまの場合は源泉徴収のうえ総合課税となります。投資信託の課税制度は適用されません。
その他費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払う場合があります。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

「実績配当型金銭信託(信託のチカラ)りそな劣後債ユニット 2012-06」は、信託元本および収益分配金が保証されていない実績配当型の商品です。以下の本商品の主なリスク等についてもご確認ください。

<主なリスク>

- 本商品は実績配当型の金銭信託です。預金または投資信託とは異なります。
- 本商品は、お預りした財産を値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、信託元本が保証されているものではなく、これを割り込むおそれがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失については、この商品をお申込みされたお客さまに帰属します。
- 本商品は預金とは異なり預金保険機構の対象ではなく、また、投資者保護基金の対象でもありません。
- 本商品は、市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。
- 本商品は、合同運用型の金銭信託であり、株式投資信託に適用される税制は適用されません。
- 本商品のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- なお、本商品は、組入れる劣後債の発行体と受託者がいずれも当社であることから、りそな銀行劣後債の売却が当社の信用不安を悪化させるおそれがあるような場合など、信託財産に属するりそな銀行劣後債の売却の適否の判断において、お客さまの利益のために行動すべき受託者の立場と当社自身の利益が衝突する利益相反の関係が生じることがあります。また、当社では、信託財産運用部門に内部情報が伝達されない仕組みを構築していることから、信託財産運用部門が未公表の内部情報を利用して早期にりそな銀行劣後債を売却することはできません。

<基準価額の主な変動要因>

信用 リスク	本商品が運用する債券の発行体に、財務内容の健全性の低下、その他の理由により利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること(債務不履行)またはそれが発生する懸念が生じた場合には、当該債券の価格は下落することがあります。その場合、本商品の基準価額が下落し、損失を被るおそれがあります。 また、格付機関により付与された当該債券の発行体の信用格付が引き下げられた場合、債券価格が下落することがあります。この場合、本商品の基準価額が下落し、損失を被るおそれがあります。
銘柄集中 リスク	本商品は、当社の劣後債を高い比率で組入れ、組入れた債券については、原則として各債券の償還日まで保有します。当該劣後債について上記の信用リスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う商品と比較して、大きな影響を被るおそれがあります。
流動性 リスク	本商品は、当社の劣後債を高い比率で組入れますが、当該劣後債は、市場規模や取引量が小さいため、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことや、さわめて安い価格でしか売却できないことなどにより、不測の損失を被るおそれがあります。この場合、本商品の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、解約には制限を設ける場合がありますので、ご希望の時期に解約できない可能性があります。解約制限の内容は商品説明書(目論見書)をご覧ください。
金利変動 リスク	一般に債券の価格は金利変動による影響を受け、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。その場合、本商品の基準価額が下落し、損失を被るおそれがあります。
劣後債への 投資に伴う 固有の リスク	①劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク) 一般に劣後債は、預金や普通社債に比べ、法的な債務弁済順位が劣ります。発行体に破産などの劣後事由が発生した場合、預金や普通社債など一般債権が全額支払われなければ、元利金の支払いを受けることができません。そのため、発行体に、財務内容の健全性の低下、債務不履行またはそれが発生する懸念が生じた場合には、劣後債の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。その場合、本商品の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 ②繰上(早期)償還延期リスク 本商品の主要投資対象となるりそな銀行劣後債には、繰上(早期)償還条項が付される予定ですが、市場環境などの要因により、発行体としての当社の判断で、当該条項に規定された期日に繰上償還をしない可能性があります。当該劣後債は、繰上償還日に償還されることを前提として取引されており、繰上償還が行われなかった場合、あるいは繰上償還されないことと見込まれる場合には、当該劣後債の価格が大幅に下落します。その場合、本商品の基準価額が下落し、損失を被るおそれがあります。

中途解約に関する留意点

- 本商品は、毎月10日(休日の場合は翌営業日)の中途解約及び特別な事由による解約の場合を除き、償還日まで換金できません。
- 中途解約時においては、信託財産留保額(基準価額の1.0%)が解約実行日の基準価額から控除されます。
- 本商品は信託終了時の元本確保を目指しますが、中途解約される場合には、お客さまの受け取られた収益分配金を考慮しても、解約金は信託元本を下回ることが想定されます。